平成２３年（フ）第２８８８号
大阪府東大阪市鳥居町７番38号
債務者　吉田　伸枝
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８９８号
大阪府高槻市古曽部町２丁目10番10―632号
債務者　塚本　友美
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５１号
埼玉県越谷市神明町２丁目61番地９
債務者　加藤　一彦
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１０７号
埼玉県越谷市花田３丁目16番地９　アメニティープラザ弐番館102
債務者　舩田きくゑ
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第７０号
函館市富岡町２丁目64番26号
債務者　佐々木アイ
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５７４８号
大阪市中央区高津１丁目３番８―1402号
債務者　渡邉　幸子（旧姓池内）
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１４７号
大阪市天王寺区清水谷町17番11号　グランテージ清水谷701号
債務者　白羽　三夫
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６５４号
大阪府八尾市上之島町南６丁目３番地の５
債務者　徳留　　操
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７０３号
大阪市淀川区十三東１丁目５番11号　岡田文化201号
債務者　霜越ひとみ
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７２３号
大阪府八尾市旭ケ丘５丁目85番地の１　14―503号
債務者　中谷　純子
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７７０号
大阪府大東市深野３丁目９番20号
債務者　佐藤　惠子
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７９３号
大阪市北区東天満１丁目10番17号　ハイツ汎愛403号室
債務者　中澤とし子
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７９４号
大阪府豊中市庄内栄町２丁目６番７号
債務者　佐々木昌美（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８５０号
大阪市北区兎我野町５番17―604号、住民票上の住所大阪市住之江区南港北１丁目25番10―1101号
債務者　金子　奉広
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８７０号
大阪市住吉区南住吉２丁目16番20号　H・せせらぎ305号
債務者　阿部　佳代
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８７５号
大阪府門真市上島町２番15号
債務者　上木みなみ（旧姓坂東）
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８８６号
大阪府八尾市永畑町２丁目１番64号
債務者　岡本　勝利
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８９６号
大阪府四條畷市南野５丁目10番11号
債務者　木村留美子
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部